

売 買 停 止 期 間 の 見 直 し に つ い て

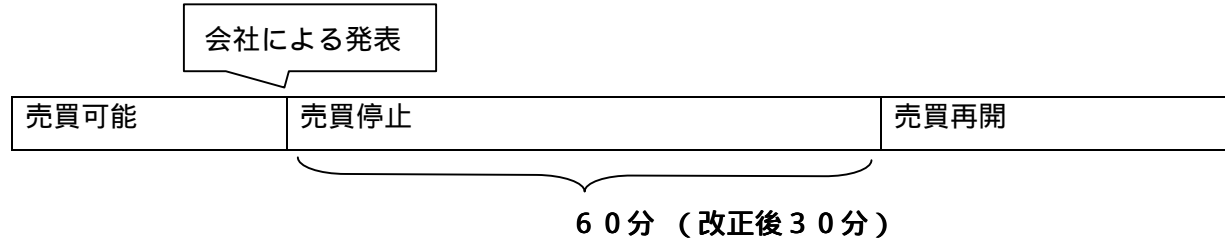
平成 15 年 12 月 16 日
株式会社 東京証券取引所

項 目	内 容	備 考
1 . 改正趣旨	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当取引所では、平成 10 年 7 月以前においては、会社情報に係る売買停止を行った場合は終日売買停止としていたが、平成 10 年 7 月には発行者による情報発表後 90 分後に売買再開、平成 11 年 12 月に 60 分後に売買再開とするなど、情報通信インフラの普及等の外部環境の変化等を踏まえながら、適宜、売買停止期間の見直しを行ってきた。 ・ その後、インターネット等の更なる普及等により、情報入手の迅速性・容易性は格段に向上しており、市場参加者からは迅速な取引機会の提供についてニーズが寄せられているところである。また、今般のインサイダー取引規制の見直しにより、上場会社が開示を行った場合は、直ちに証券取引所等のホームページで当該情報を入手可能となる予定である。 ・ このような外部環境の変化や市場参加者のニーズに対応するため、売買停止期間の見直しを行うこととする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 16 年 2 月施行予定
2 . 現行制度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当取引所では、投資者の投資判断に重大な影響を与えるおそれがあると認められる情報が生じている場合で、当該情報内容が不明確である場合又は当該情報内容を周知させる必要があると認める場合には、売買停止を行っている。 ・ 売買停止期間は、発行者により当該情報の真偽及び内容に関する発表等が行われたことを当取引所が確認した後 <u>60 分経過した時まで</u>としている。 ・ ただし、監理ポスト割当ての場合は当該ポスト変更に係る決定が発表された後 <u>60 分経過した時まで</u>としている。(なお、整理ポスト割当てを決定した場合は、当該決定日は終日売買停止している。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 別紙参照

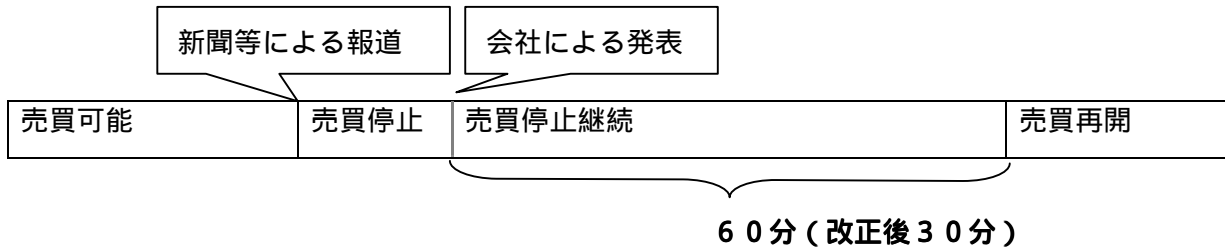
項 目	内 容	備 考
<p>3．改正概要</p> <p>4．施行日等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 売買停止期間を、発行者により当該情報の真偽及び内容に関する発表等が行われたことを当取引所が確認した後 30 分経過した時までとする。 ・ ただし、監理ポスト割当ての場合は当該ポスト変更に係る決定が発表された後 30 分経過した時までとする。(なお、現行どおり、整理ポスト割当てを決定した場合は、当該決定日は終日売買停止とする。) ・ 平成 16 年 1 月 8 日までパブリックコメントを行う。 ・ 新聞広告やリーフレット等による周知を行った後、平成 16 年 2 月中旬を目途に施行する。 <p style="text-align: right;">以 上</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務規程施行規則第 21 条第 3 号の改正

現行の売買停止制度概要

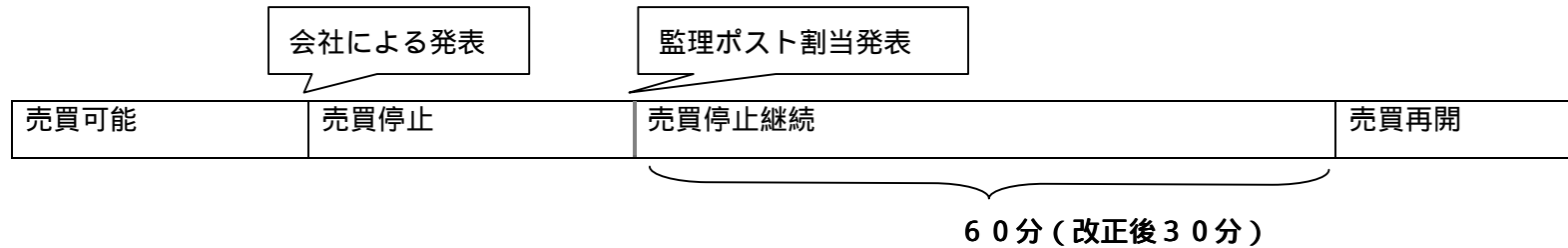
1. 会社発表による売買停止（情報周知のための売買停止）



2. 新聞等報道による売買停止（不明確情報による売買停止）



3. 売買停止後、監理ポスト割当が発表された場合



4. 売買停止後、整理ポスト割当が発表された場合

